

2025 年 7 月 23 日

連絡先:
金杜法律事務所上海オフィス
特許部 パートナー弁理士 馬 立栄 (日本語可)
中国上海市徐汇区淮海中路 999 号
上海環貿広場 1 期 17F
malirong@cn.kwm.com
D: +86 21 2412 6126 | M: +86 13641661068 (中国) | M: +81 80 5912 5678 (日本)

政策とニュース

国家知識産権局など 6 部門、『專利プールの構築と運用に関する業務ガイドライン』を公表

2025 年 6 月 10 日、国家知識産権局、科学技術部、工業情報化部、国務院国有資産監督管理委員会、国家市場監督管理総局、中国科学院の 6 部門は、『專利プールの構築と運用に関する業務ガイドライン』（以下、『ガイドライン』

(https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/6/10/art_75_200039.html) を発表した。『ガイドライン』は、專利プールの機能的位置付け、構築原則、運営管理メカニズムモデル、保護措置といった面から、国内專利プールの科学的構築、合理的な配置、規範化された管理、効率的な運用を指導・支援するものである。その具体的な内容は以下のとおりである。

- ・ 專利プールの通常の機能をベースに、中国の産業発展のニーズと実際の專利運営業務を組み合わせ、專利プールに必要な 3 つの面の主要機能を提案する。3 つの面とは、(1) 專利ライセンスの使用効率の向上、(2) 專利技術の産業化と応用の促進、(3) 多元化運営サービスの展開である。
- ・ 專利プールの持続可能な運用、健全な発展、公正且つ秩序ある競争を確保するために、4 つの構築原則を提案する。1 つ目は市場化の原則であり、專利プールの持続可能な発展・運用の問題を解決することに重点を置く。2 つ目は利益均衡の原則であり、專利プールが專利権者・

実施者間の利益関係のバランスをとるように導くことを意図している。3 つ目は開放性の原則で、同一分野の専利権者が専利プールの構築と運用に自発的に参加し、自発的に離脱できるよう確保することを目的とする。4 つ目は非差別の原則で、全ての専利使用者が均等なライセンス受諾機会を得られるよう確保することを目的とする。

- 専利プールの運用における「外部へのライセンス供与、内部分配、サービス管理、情報開示」といった重要な節目に対し、制度的な指導を重点的に行う。第一に、合理的なライセンス料制度の構築を指導する。第二に、公平な収益分配制度の構築を指導する。第三に、柔軟で効率的なサービス管理モデルの構築を指導する。第四に、適度に透明な情報開示制度の構築を指導する。
- 現在の国内専利プール構築における、ハイレベルな運営機関の不足、高度な運営人材の不足、成熟した経験の不足などの弱み、そして、企業の専利有償使用に対する意識の低さ、専利ライセンス運営に対する社会的認識度の低さ、専利プールの構築と運用に関する国際ルールの整備の必要性などのマイナス要因に対し、専利プールの規範・基準の構築の奨励・支援、業務研修・人材育成・広報交流などの重点支援措置の強化を提案する。これによって、比較的短期間で専利プール構築の弱点と欠陥を補い、専利プールの運営理念を導いて普及させ、専利プールの構築と運用に関する公平で合理的、開放的で寛容且つ互恵的・相互利益的な国際ルールの確立を推進し、専利プールの高品質な構築・運営に有利な良好な雰囲気と内外環境の形成を加速することを目指す。

南京市知的財産権保護センター、『専利出願書類における AI が直接生成した内容の使用禁止に関する通知』を発表

2025 年 6 月 4 日、南京市知的財産権保護センターは『専利出願書類における AI が直接生成した内容の使用禁止に関する通知』（以下、『通知』）を発表し、専利出願書類および研究開発証明資料において、人工知能が直接生成した内容を厳禁とし、AI を使用して研究開発証明資料を作成することを厳しく禁ずると発表した。こうした資料には、実験データ報告、技術研究開発文書、科学研究成果説明などが含まれる。

南京市知的財産権保護センターは、専利出願書類は、実際の発明創造、研究成果および関連資料に基づき、出願人またはその委託を受けた専利代理機構が手作業で執筆、図面作成、編集、整理をして完成させなければならないこと、研究開発証明資料は、実際の研究開発活動で作成され、研究開発プロセスと成果を客観的且つ正確に反映することができ、且つ検証および追跡が可能なものでなければならないことを明確に要求している。

使用禁止規定に違反した場合、関連する予備審査案件は承認されず、出願主体と代理機構に対し『予備審査品質通知書』が発行される。事情が深刻

な場合、『受理主体および代理機構の予備審査サービス管理規定（2024年）』（寧知保[2024]32号）の規定に基づき、予備審査サービス資格が一定期間停止され、等級分類管理ネガティブリストに掲載されることになる。事情が特に深刻で、『専利法』第20条、『専利法実施細則』第11条の規定に明らかに違反する場合は、各レベルの行政主管部門に報告し、出願主体と代理機構に対し法に従い相応の行政処罰措置を講じるよう勧告する。

その後の予備審査案件審査では、南京市知的財産権保護センターは、専門的なテキスト検出ツールを活用して内容の独創性を分析する、審査専門家を組織して文書の合理性、論理性、専門性を評価する、文書の重要な内容について解釈、説明、または追加の裏付け資料の提供を出願人に求めるなど、さまざまな方法により出願文書と研究開発証明資料を検証する。

事例

- 江蘇高院：被告が侵害を繰り返し、明らかな主観的悪意を有する場合、裁判所は法定損害賠償の確定にあたって懲罰的な損害賠償要素を考慮する

事件の概要

江蘇省高級人民法院（以下、「江蘇高院」）は先般、厦門雅瑞光学有限公司（以下、「雅瑞公司」）と厦門愛亦鋭光学有限公司（以下、「愛亦鋭公司」）が深圳市樂活電子商務有限公司（以下、「樂活公司」）、深圳市樂尚科技設計有限公司（以下、「樂尚公司」）を意匠専利権侵害で訴えた紛争事件に対し二審判決を下し、樂活公司与樂尚公司の上訴請求を棄却し、一審判決を維持した。

愛亦鋭公司是、専利番号 ZL201930371677.X、名称「メガネ（ZX203X）」（以下、「本件専利」）の権利者であり、雅瑞公司是、本件専利の被許諾者である。両社は、「BOLON」という眼鏡ブランドを共同で経営している。上記2社は経営の過程で、2020年12月以降、本件専利を侵害している疑いのあるサングラスを樂活公司与樂尚公司在オンラインおよびオフラインで無断で販売していることを発見した。サングラスの合格証に記載された販売者は樂活公司、製造者は樂尚公司であり、侵害製品の販売範囲は全国19の省および直轄市に及ぶ。さらに、樂活公司在運營するWeChatミニプログラムでは、900以上の店舗を展開していると公言している。また、樂活公司在販売するサングラスには、自社の登録商標「LOH0」が付されている。したがって愛亦鋭公司与雅瑞公司是、樂活公司与樂尚公司を相手取って裁判所に訴えを起し、両被告に対し、侵害の停止と、経済的損失および合理的な権利維持費用の賠償を要求した。

南京市中級人民法院は一審で次のような認識を示した。被疑侵害品と本件専利を比較すると、両者は共にバタフライレンズ形状の設計を採用しており、レンズ前面に波型の縁加工が同様に施され、レンズの後ろにフレームが密着し、フレームの外縁はわずかに湾曲し、ブリッジは弓形で、テンプルは全体として横向きの「了」の字形であり、両者の構造は似ている。被疑侵害品は、本件意匠専利権の保護範囲に含まれ、被告2社は原告の本件意匠専利権を侵害している。損害賠償額について、法院は、本件においては算定基準を確認することは困難であるが、樂活公司および樂尚公司の主観的過失の程度、被疑侵害行為の事情の重大性を考慮すると、法定賠償において懲罰的賠償要素を考慮することができるとの認識を示した。したがって、一審裁判所は、本件専利の種類とその貢献度、被告2社の明らかな主観的悪意、被疑侵害の事情の重大性、被告2社の経営規模、被疑侵害品の販売状況および権利者の専利製品販売への影響、被疑侵害品の利益などを総合的に考慮し、最終的には、経済的損失と合理的な費用として計120万元を被告2社が連帯して賠償すべきであるとの決定を下した。樂活公司与樂尚公司は一審判決を不服とし、江蘇高院に上訴した。

樂活公司与樂尚公司は、一審裁判所が法定賠償額を適用して賠償額を確定する際に懲罰的な賠償要素を考慮すべきではないと主張したが、その主張に対し、江蘇高院は二審で次のような認識を示した。まず、樂活公司、樂尚公司は、雅瑞公司、愛亦銳公司と同じく眼鏡製造販売業に属し、業界内で一定の規模と知名度を有しており、他人の知的財産権を尊重すべきである。特に、類似製品の意匠専利を侵害したとして雅瑞公司与愛亦銳公司に何度も訴えられてきた状況において、依然として本件の侵害行為を実施したことは、樂活公司与樂尚公司に主観的な侵害の意図があったことを証明するのに十分である。次に、雅瑞公司与愛亦銳公司の裁判所への提訴は、自社の法的権利を保護するための正当な手段であり、雅瑞公司与愛亦銳公司には、権利侵害の疑いについて樂活公司与樂尚公司に事前に通知する義務はない。さらに、被疑侵害品に樂活公司の自社の商標が付されているからといって、他人の意匠専利権を侵害する意図がないとは言えない。

したがって江蘇高院は、樂活公司与樂尚公司の上訴請求は成立せず、棄却すべきであり、一審判決は事実関係を明確に認定し、法律を正しく適用しており、これを支持すべきであるとの判断を示した。

二審の事件番号：（2023）蘇民終432号 判決については以下を参照されたい。

(https://mp.weixin.qq.com/s/nEBbxNiPfHMFtCq7uKLsBw?poc_token=HCd0gWiJ0C2dHAPY3Myh-1ogdcbLuEpChd3JzZXZ)

モデル的な意義

本件は、「意匠の模倣、デザインのただ乗り」という専利権侵害行為に対し厳罰を科した典型事例である。誠実と信用は、市場参加者が競争に参加するための基本原則である。本件では、裁判所が審理において「全体的な

視覚効果の判断」の基準を厳格に適用し、法に従って、授権された本件專利の設計上の特徴が被疑侵害品によって使用されていると認定した。被告は、原告と同じく眼鏡製造販売業に属し、業界内で一定の規模と知名度を有しており、他人の知的財産権を尊重すべきである。特に、過去に原告の他の意匠專利権を侵害したとして侵害の判決が下されたことがある状況において、依然として本件の侵害行為を実施したことは、主観的な意図があったことを証明するのに十分である。また、経営規模が大きく、販売範囲が広いため、法に従って懲罰的賠償要素を考慮し、法定賠償の範囲内で賠償責任を拡大し、侵害の代価と法令違反のコストを引き上げており、知的財産権に関する厳格な司法保護の理念を反映している。